

特殊詐欺対策電話機等の購入・設置

補助金を交付します

「**犯人と話をしないこと**」が騙されないために**最も有効な対策**です。

昨年1年間で県内の特殊詐欺被害額は総額で1億5千万円を超えていました。還付金詐欺などの特殊詐欺の手口は、悪質で巧妙化しています。宇和島市では、詐欺被害を未然に防止するのに効果的な「特殊詐欺対策電話機等」を設置する費用の一部を**最大1万円補助**します。

特殊詐欺対策電話機等とは・・・

不審な電話に対して自動で警告・録音する機能などがある電話機や装置のことです。犯人と話す機会をなくすことで、詐欺被害の防止につながります。



補助金交付までの流れ

①対象機器の購入・設置

(公財) 全国防犯協会連合会の推奨品を購入し、機器を設置する。
※対象機種等が分からない場合は購入前に消費生活センターへお問合せください。

②補助金交付申請書を市へ提出

【必要書類】

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 補助対象経費の領収書その他の支払を証する書類の写し
- ・ 設置した機器が確認できる保証書、取扱説明書の写し
- ・ 世帯全員の住民票、市税等に未納がない証明書

約2週間後

消費生活センターから
設置確認のためにお電話します

③補助金交付決定通知書が届いた後、補助金交付請求書を市へ提出

約3週間後

④市から補助金の振込



対象者	次のすべてに当てはまる人 ・ 宇和島市に住民登録があり、居住している ・ 世帯全員が65歳以上（年度内に65歳になる人を含む） ・ 市税等を滞納していない
対象経費	(公財) 全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話の推奨品目録に記載のある新品の電話機等の購入費用（スマートフォン・携帯電話機を除く）
補助金額	上限10,000円 ※補助対象経費の2分の1（消費税を含む。100円未満切捨て）
申請期間	機器設置後3か月以内または年度末（3月31日）のいずれか早い日まで
注意事項	・ 支払時にポイント等を利用された場合、ポイント等利用分は補助対象外となります。 ・ 先着順で受け付けます。予算額に達ししだい終了となりますので、ご希望の方は早めに申請をお願いします。

お問合せ・お申込みは

宇和島市消費生活センター（宇和島市役所2階市民課内）

平日8:30~17:15

【電話】20-1075 【FAX】24-1166 【メール】com@city.uwajima.lg.jp